平成２２年（フ）第１９１３号
京都市伏見区深草西浦町８丁目16番地　メゾンド日光深草102
債務者　鳩山設備工業こと鳩山正治こと　崔　双洙
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９２号
京都府宇治市六地蔵奈良町35番地の12　エーデルワイス61・305号
債務者　中村　淳子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９９号
京都市山科区御陵血洗町36番地　中村館305
債務者　日下部一誠
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２９号
京都府宇治市小倉町南浦80番地の10
債務者　杉山　和也
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
兵庫県加西市田谷町941番地の１
債務者　小川　千里
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第５２２号
奈良市法蓮町351番地の12
債務者　井上　徹子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５７９号
奈良市青山１丁目１番地　10―203号
債務者　福岡　　茂
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６２８号
奈良市大宮町３丁目４番25号　やまと建設ビル204号
債務者　浦野はる子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２６９号
香川県高松市藤塚町２丁目10番30中央ハイツ405号室、申立時住所香川県高松市番町１丁目６番６号
債務者　壺井　威子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３８３号
香川県高松市花ノ宮町２丁目９番21号ラフィーヌ花の宮101号室
債務者　田中　　成
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４５０号
香川県高松市香川町川東下758番地１
債務者　大谷　　裕
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１０２号
福岡県大牟田市本町３丁目５番地22
債務者　工藤昌一郎
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１２２号
福岡県大牟田市不知火町１丁目５番地６　アールレディースマンション　105号
債務者　吉田　幾世
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１２８号
福岡県大牟田市大字草木766番地１
債務者　中村美智代
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１３１号
福岡県大牟田市中友町１番地17
債務者　奥薗　和子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第２７１号
宮城県大崎市古川李埣字東田54番地７
債務者　太田　耕侔
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
山口県宇部市草江１丁目８番16―２号
債務者　平畠英二郎
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで　山口地方裁判所宇部支部